

大気汚染防止法の一部を改正する法律案（閣法第三七号）（衆議院送付）要旨

水銀については、環境中における残留性及び生物への蓄積性を有し、並びに人の健康及び生活環境への影響を生ずるおそれがある物質であることに鑑み、我が国における水俣病の重要な教訓も踏まえ、国際的に協力して地球規模での環境の汚染を防止する必要性が認識されている。このような状況の中で、平成二十五年十月に我が国で開催された外交会議で、水銀に関する水俣条約が採択された。本法律案は、この条約の確かな実施を確保するための所要の国内法整備を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、水銀等の大気中への排出規制の実効性を確保するため、条約の規定に基づき規制が必要な施設を水銀排出施設とし、当該施設の設置等について都道府県知事に届け出なければならぬこととする。
- 二、水銀排出施設の排出口の水銀濃度の排出基準を定め、当該施設から水銀等を大気中に排出する者に対して排出基準の遵守を義務付けることとする。また、排出基準の遵守義務違反に係る改善勧告等及び改善命令等の制度を設けることとする。

三、水銀排出施設以外の施設であっても、水銀等の大気中への排出量が相当程度多い施設を要排出抑制施設

として指定し、その設置者に対し、水銀等の大気中への排出を抑制するための自主的取組を実施することを責務として求めることとする。

四、この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。